

## 平成25年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年6月6日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成25年6月6日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	八木 一夫	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	西岡 一義	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	坂本 裕	生活環境課長	長谷川晃一
産業振興課長	山下 和行	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第31号～議案第39号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第31号～議案第39号）
- 日程第6 質疑（議案第31号～議案第39号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第31号～議案第39号）

### 上程議案

議案第31号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第1号）

- 議案第32号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める  
条例について
- 議案第34号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 度会町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 度会町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成24年度 度会町一般会計補正予算（第7号））
- 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成24年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

### ◎開会の宣告

（9時37分）

- 議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成25年第2回度会町議会定例会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において指名いたします。

9番 中森 慰 議員

10番 福井 秀治 議員

### ◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から6月11日までの6日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

### ◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年2月分、3月分及び4月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

### ◎議案の上程（議案第31号～議案第39号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第31号から議案39号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

### ◎提案理由の説明

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回度会町議会定例会を召集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会に御提案をいたしました議案につきましては、補正予算案2件、条例制定及び一部改正5件、その他専決処分の承認を求めるもの2件の合わせて9議案でございます。なお、報告といたしまして、専決処分につきまして4件と繰越明許費繰越計算書1件を御報告をいたしております。

それでは、議案の順に従いまして、それぞれの概要を御説明をさせていただきます。提案説明とさせていただきます。

最初に、議案第31号平成25年度度会町一般会計補正予算（第1号）でございますが、今回、歳入歳出それぞれ6,567万7,000円を追加し、予算総額を32億7,735万7,000円といたすものでございます。

このたびの補正予算につきましては、国の経済対策の措置である地域の元気臨時交付金を受けて取り組むところの事業費を追加いたしましたところが、主な要因でございます。人件費につきましては職員の人事異動に伴いまして、今期定例会にお

いて予算措置の必要となる科目のみを調整し、計上いたしております。

それでは、歳出科目の順に、主なものにつきまして、その財源構成とあわせて御説明を申し上げたいと思います。

まず、3款、民生費では、198万3,000円を増額いたしておりますのは、高齢者や障がい者等に対する地域内での日常的な支え合い活動の体制づくりを町内の各関係機関が協働して取り組むべく、組織化に対する経費を計上いたしたもので、県補助金の191万6,000円を充当いたしております。

6款の商工費につきましては、101万2,000円を追加し、度会町のゆるキャラ「ティーナ」をデザインした観光ボランティアユニフォームの製作、各種パンフレットの増刷を行い、さまざまな機会を通じて、今後、町のPRや観光振興に努めてまいりたいと考えます。

7款の土木費では、4項の施設管理費に336万4,000円を追加計上いたしておりますが、その主なものは、4目の遊水プール鏡の運営費におきましてのプールのオゾン浄化装置の修繕が当初の見込みに対して不足を来すことになりましたので、ロックスライダー表面塗装補修工事分を追加計上とさせていただいております。プールの開業に向けて急遽、対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、8款の消防費におきましては、3,060万3,000円を追加いたしました。その主な内容としましては、2目の消防施設費におきまして、平生地内の防火水槽の水漏れが発覚をいたしましたので、その対策工事費に150万円を追加し、3目の防災費におきましては、旧伊勢消防署度会出張所の跡地に総合的な役割を担う防災備蓄倉庫を建設するための関係経費及び注連指地内の防災行政無線子局の改修工事費等、2,910万3,000円を追加計上し、県補助金及び地域の元気交付金を合わせまして1,652万円を充当をいたしております。

次に、9款の教育費におきましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、3項の中学校費に2,450万円を追加をしております。これは、当初予算でお認めをいただきましたグラウンド整備との一体的に度会中学の部室兼倉庫を新築して教育施設の充実に努めるものでございまして、地域の元気交付金等2,009万円を充当いたしております。

次に、10款の災害復旧費につきましては、去る4月6日の大雨による南中村地内での農業用水路の災害復旧に係る経費142万円を計上いたしております。国庫補助金として92万3,000円及び地元分担金に24万8,000円を財源の充当するところでございます。

以上が、今回の一般会計補正予算案の主な内容でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第32号度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、予算の総額を7億7,663万9,000円とするものでございます。

その主な内容は、介護保険制度の中で取り組んでおりますところの、介護予防事業の推進とその効果の評価を行うとともに、第6期の介護保険事業計画策定に向けた根拠資料を得るために、高齢者を対象とした調査を実施しようとするものでございます。歳出におきましては、その委託料に49万4,000円を計上し、国県支出金18万6,000円、支払基金交付金14万3,000円等を充当いたしております。

続きまして、議案第33号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例についてでございますが、定住自立圏における中心市と周辺市町が互いに連携・協力し、圏域全体の住民福祉の向上及び地域の活性化を図ることを目的とした「定住自立圏形成協定」の締結等につきましては、国が定める定住自立圏構想推進要綱でそれぞれの市町におきまして議会の議決を経ることとされており、また、地方自治法の一部改正に伴いまして、町の基本構想の策定並びに、これに係る議会の議決の義務規定が削除されましたことから、これらを重要かつ必要な町議会の議決事件とする条例を新たに制定しようとするものでございます。

続きまして、議案第34号度会町税条例の一部を改正する条例についてですが、国税における復興特別所得税創設に伴う個人住民税に係る寄附金特例控除額の調整、並びに個人住民税のふるさと寄附金に係る寄附金控除額の特例控除額の特例調整、国税の延滞税及び還付加算金割合（利率）の見直しに伴う地方税の延滞金、及び還付加算金割合（利率）の改正、及び法人住民税の延滞金の割合に関する規定の整備、延滞金の特例の規定の整備、また、住宅ローン控除対象期間の延長、並びにその期間内における控除限度額の拡充などについて地方税法の一部が改正されたことから、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第35号度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてですが、当町における産業振興の課題解決に向け、策定した「半島振興を促進するための度会町における産業の振興に関する計画」に基づきまして、既存企業の事業拡大に伴う設備投資、新規事業所の立地に対する効果促進を図るために、半島振興法の第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴いまして、半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置が適用されます減価償却資産の取得価額の合計額の引き下げ等を行うものでございます。

続きまして、議案第36号度会町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、当該条例に規定しております延滞金の割合の特例について、準用する地方税法の一部が改正され、その割合が引き下げられましたことに伴い、同

様に引き下げを当町でも行うものでございます。

続きまして、議案第37号度会町新型インフルエンザ等対策本部条例についてですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことを受け、新型インフルエンザの発生に伴う政府対策本部が設置された場合に、市町村にも対策本部の設置が義務づけられることになりましたことから、当町対策本部の設置に係る必要な事項を規定したいために、新たに条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月29日に2件の専決処分を行いましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

まず、議案第38号は、平成24年度度会町一般会計補正予算（第7号）でございます。平成24年度一般会計におきまして、町税、特別交付税、各種交付金の決定がなされたことにあわせまして、24年度決算見込みを勘案の上、後年度の財政負担に配慮すべく財政調整基金等への積立金を増額し、今後の事業推進に柔軟に対応できるよう基金の充実に努めるものでございまして、歳入歳出それぞれ9,129万円を追加し予算総額を39億9,319万2,000円といたしたものでございます。

議会の議決を要する事件ではございますが、特に緊急を要し、直ちに町議会を召集する時間的な余裕がないことから専決処分を行わせていただきましたところでございます。

その主な内容でございますが、歳入におきましては町民税の3,250万円、固定資産税が2,560万円の追加など、1款の町税で5,477万円を追加し、2款の地方譲与税におきましては自動車重量譲与税など153万8,000円を、6款の地方消費税交付金で438万円、9款の地方交付税では2,557万2,000円をそれぞれ追加をいたしております。歳出におきましては、これらを充当するほか決算見込みを勘案の上、主な不用見込み額を減額し、12款におきまして、諸支出金におきまして、基金積み立てとして財政調整基金に1億99万円を追加、まちづくり施設建設基金へ2,000万円を追加したものでございます。

次に、議案第39号は、平成24年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。療養給付費交付金や財政調整交付金などの見込み額の決定がなされたことによりまして、決算見込みを勘案の上、財源調整を行い、歳入歳出それぞれ2,093万円を追加し、予算総額を9億2,515万9,000円といたしたものでございます。

その主な内容といたしましては、歳入におきまして療養給付費交付金で1,387万6,000円、財政調整県交付金では、2,690万円を追加し、共同事業交付金におきましては、2,097万4,000円への減額をしております。歳出におきましては、全て歳出、一般被保険者療養給付費へと計上をいたしたものでございます。

以上をもちまして、議案の提案説明とさせていただきます。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

（9時55分休憩）

（10時2分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎質疑（議案第31号～議案第39号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第31号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） 調査をしないといただきたいんですけれども、ページで言いますと9ページなんですけども、今、町長さんの提案説明をお聞きいたしまして、商工費の101万2,000円。主なものが需用費で、100万4,000円なんですけど、ユニフォーム、ゆるキャラ「ティーナ」をデザインとした観光ボランティアユニフォームの製作や云々というような御説明をいただきました。ユニフォームは、果たして需用費であるのか、備品購入費であるのか、一度、調査をしないといただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 調査をするということで、よろしいんですか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） 私の記憶では、多分、備品購入費ではないかなと思います。

どなたか、出納室の関係の方とか、どなたかお答えができる方がいましたら。

○議長（中村 忠彦） 八木総務課長。

○総務課長（八木 一夫） ただいまの登議員の質疑にお答えをさせていただきます。

手元に地方自治法の施行、規則を持っておるんですけども、その中の需用費の、消耗品費の規定の文書の中で、「文具、印紙の類で一度の使用で、その効用を失うもの。」これはもう通常消耗品になろうかと思えます。その次に、「及び数会計年度に渡り使用される物品で、備品の程度に至らない消耗器材」という、ちょっと曖昧な、その数年に渡るけども、備品の程度に至らない。その部分がまさに備品と消耗の分類の、分類点になろうかと思えますので、この記述のもう少し詳細についても含めて、研究させていただきたいと思えます。

○議長（中村 忠彦） よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第31号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第32号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第32号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第33号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例について、議案第34号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第35号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についての3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） それでは、議案第33号について、御質問させていただきたいと思っております。

本件につきましては、新たに条例が設置されようとするものでございます。

一つは、議決事件といたしまして、一つは総合計画の基本構想の策定についての件。

それから、また二つ目につきましては、今まさに検討が進められております、定住自立圏構想の件でございます。

この2件を議決事件として、規定しようとするものでございますけれども、そのうちの、まず最初の1点目、総合計画の基本構想の議決事件についてお尋ねをさせていただきます。

提案理由にも掲げられておりますように、地方自治法の一部改正に伴いまして、いわゆる雑駁な表現なんですけど、自治法では、旧の自治法では町の基本構想の策定と、それから、それに係る議会の議決の義務規定が削除された。はしごが外されたと、私はそのように理解をしているんですけれども、それに伴いまして、今回、新たに議決事件につきましては、この条例でもって制定をされようとするものでございます。いわゆる旧の自治法によりますと、少し調べてみたんですけれども、第2条の5項、旧の自治法なんですけれども、市町村はその事務を処理するに当たっ

ては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないということで、策定の義務規定がございました。それが削除された、ということでございます。それに伴いまして、議会の議決、議会の議決を尊重するための条例につきましては、この条例で規定されようとするものなんですけれども、私が質問をいたしたいのは、そのもとの総合計画の基本構想の策定の、その義務規定。これはどうなっていくんだと、そのことについて解釈を、説明をお願いいたしたいと思います。

それから、関連いたしまして、もう一つ、現行の度会町の第6次総合計画は、平成23年3月に議決されたものと理解しているんですけれども、その時点では、旧の自治法が適用されていたのか。いわゆる、いつこの規定の自治法の改正が行われたのか。そのことにつきまして、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 西岡室長。

○政策調整室長（西岡 一義） それでは、登議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、策定の義務規定についてですが、新しくは義務規定は、市町村が基本構想の策定をするという義務づけは撤廃をされております。度会町の総合計画は、先ほどお話をさせていただきましたように、平成23年3月10日に上程をされて、3月16日に基本構想の議決をしていただいております。地方自治法の一部を改正する法律は、その後の平成23年5月2日に公布をされまして、施行日としては平成23年8月1日でございますので、基本構想については議決をしていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 自治法改正と現行の度会町の総合計画の時系列的なことにつきましては、理解をさせていただきます。

ただ、私どうもひっかかりますのは、この議決事件として新たに条例制定されるというのは、これは議会も尊重されとるなど、そういうふうに理解をするんですけれども、そもそも策定義務規定がどこかへ飛んでいって、つくってきたら、町長さんがつくられたら、議会は議決せんならんと、ということになるんですけれども、つくらんでもええかという話に議論が、私やっぱり及ぶんではないかなと思いますので、今、西岡室長が自治法上はもう削除されましたと。だからどうなってくるんやというのを、もう少しお互いに議会も含めて、お互いに研究しとくべきではないかな。国の見解とか、他市町の考え方とか、そういうのもまた研究をしていただきまして、議会のほうに御報告をいただきたいと思いますが、議長よろしく取り計らいをお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 西岡室長。

○政策調整室長（西岡 一義） 補足して説明をさせていただきたいと思います。

撤廃をされましたのは、必要でないということで撤廃されたのではなくて、地方分権改革推進計画の一環で撤廃をされたと認識をしておりますので、重要な件と、基本構想については、重要なものである位置づけに変わりはないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 地方自治法が、市町村に対して、手とり足とりいろんなことを規定するというのは、もうやめましょうと。地方の時代ですから、自立した市町になってくださいよと、そういう意味合いもあって、自治法の改正がなされてきたんではないかなと、私は理解しとるんですけども。やっぱりそれでも、どこかに町条例か、町の条例か何かでつくっていきましょうと。それが引き続いて、本当に重要なものですから、総合計画、基本構想は、今までは10年に1回の話だったんですけど、10年ちょっと、この今の時代の流れに、その早さにはそぐわないから、もっと短いようなスパンで、度会町として独自に町条例で基本構想の策定について、何か定めようとか。そういうことについて、今後、研究をお願いしときたいなど、そのように思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村 忠彦） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第33号、議案第34号及び議案第35号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第36号 度会町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第37号 度会町新型インフルエンザ等対策本部条例についての2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第36号及び議案第37号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第38号、及び議案第39号、以上2議案の専決処分の承認を求めることについてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登議員。

○3番（登 喜三雄） それでは、議案第38号の専決処分、平成24年度の度会町一般

会計の補正予算につきまして、12ページ、13ページをお願いしたいと思います。

予算を精査した結果、主に今回のこの専決処分は財政調整基金に、1億99万円を積み立てようとしようとするものでございます。

お尋ねしたいのは、この5月31日に、平成24年度の出納閉鎖を迎えられたと思います。その時点におきます、財調基金の残高についてお尋ねをしたいと思います。と申しますのは、私のアバウトな物の見方なんですけれども、現在、平成25年度の予算ベースにおきまして、元金ベースなんですけれども、平成25年度末の起債残高、見込みといたしまして、約32億円余りになります。私は、常々、この起債につきましては、元金の補填もでございます。その4割程度、約12億円程度につきまして、やはり健全財政の立場から、財調基金、それから町債管理基金の残高を、絶えず注視をしていきたいと思っております。そのような意味合いから、5月31日の、平成24年度の出納閉鎖におけます財政調整基金の残高につきまして、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 八木総務課長。

○総務課長（八木 一夫） ただいまの登議員の質疑にお答えさせていただきます。

平成24年度5月末の出納閉鎖時点の財政調整基金の残高でございます。その時点で17億600万円、万以下は省略させていただきます。

1年前の出納閉鎖時点が、17億2,800万円ということで、当該年度間での差し引きとしましては、2,200万円の減ということでございますが、ほぼ横ばいということで、この期間での積み立てが2億円、取り崩しが2億2,200万円ということで、差し引き2,200万円の減となっております。そのようなことで、先ほど御指摘をいただきました。4割12億円という部分ということでいきますと、横ばい推移ということでございますので、御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第38号及び議案第39号に対する質疑を打ち切ります。

### ◎常任委員会付託（議案第31号～議案第39号）

日程第7 ただいま議題となっております、議案第31号から議案第39号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

### ◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(10時20分)